

新生活の手続き忘れずに！

進学や就職などで引っ越された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。住民票は、国民健康保険、義務教育の就学などの行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出届に必要なもの

- ① 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- ② 印鑑登録証（登録者のみ）
- ③ 国民健康保険被保険証（加入者のみ）
- ④ 後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ）
- ⑤ 介護保険被保険者証（加入者のみ）
- ⑥ 印鑑

*届出する人が転出者本人または世帯主でない場合は委任状が必要です。



▶問合せ 町民課住民係 ☎⁷²2 1 1 3

国が支える・安心が大きくなる 担い手積立年金

農業者年金で安心・豊かな老後を



農業者の皆さん、あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。積立方式の確定拠出型年金で少子高齢時代でも安心な農業者年金に是非ご加入ください。

- ① 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く。）で、年間60日以上農業に従事している20歳以上60歳未満の方が加入できます。
- ② 積立方式で年金額は加入者・受給者の数に影響を受けない、少子高齢時代でも安心できる制度です。
- ③ 保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、加入後でもいつでも見直すことができます。
- ④ 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。
- ⑤ 支払った保険料は、ご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。将来受け取れる農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。
- ⑥ 年金は、終身（生涯）受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れる予定であった年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

▶加入申込み・相談先 （独）農業者年金基金 ☎03-3502-3199

神崎町農業委員会

☎⁷²2114、 J Aかとり神崎支店 ☎⁷²2131